

資料編

資料1 ごみ減量目標設定の考え方

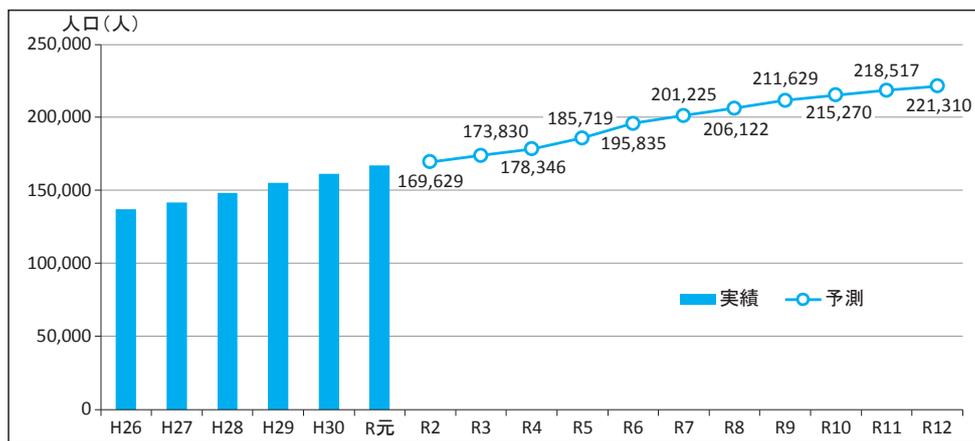
(1) 現状のまま推移した場合の区収集ごみ・区回収資源・持込ごみ量の予測

① 人口推計

ごみ量を予測するための基本的な算定式は、

(人口予測) × (将来の1人1日あたりごみ・資源排出量予測) × 365
 です。(ただし事業系である持込ごみ量は年間量でそのまま推計します)
 本区の人口予測は下図のとおりです。

図表 67 人口予測



資料：中央区（令和2年4月推計）

② 1人1日あたりのごみ量等の予測

1人1日あたりのごみ量、資源量および持込ごみ量については過去5年間の実績値にさまざまな近似式（4種類※）を当てはめ、過去の実績との乖離が少なく、将来的にも合理的な範囲に収まる（大きすぎたり、ゼロ近くになったりしない）近似式を1つずつ採用しました。

※線形（直線）式、対数式、指数式、分数式の4種類

直線式 : $y = a + bx$ (xは経過年数、yはごみ・資源量)

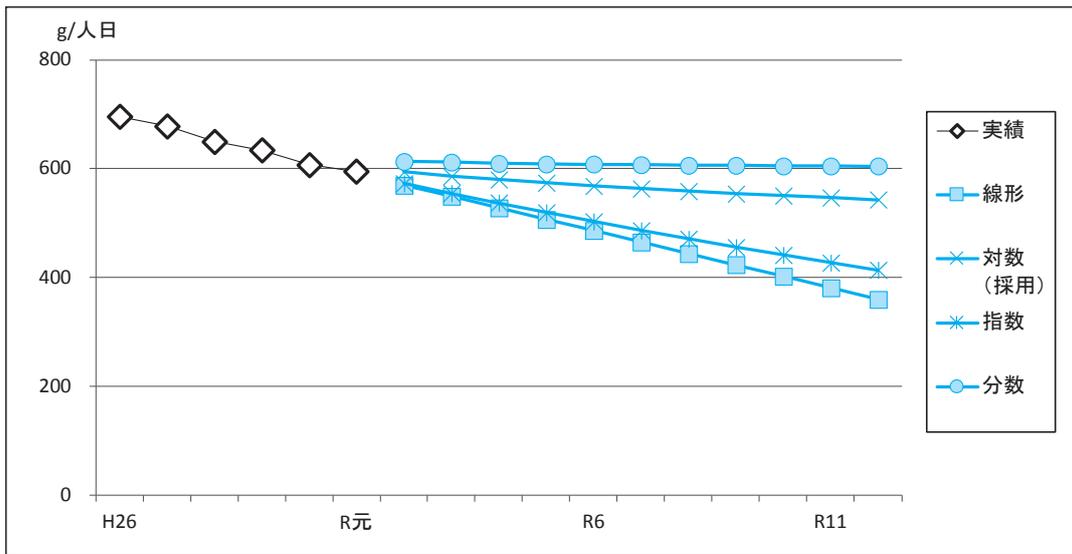
対数式 : $y = a + b \cdot \ln(x)$

指数式 : $y = a \cdot bx$

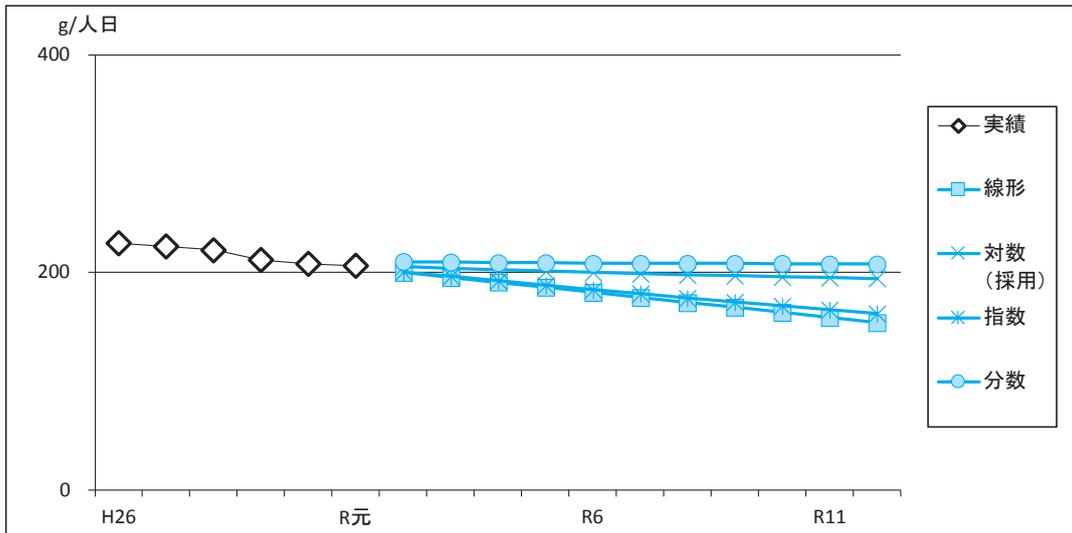
分数式 : $y = a / x + b$

次ページに推計結果のグラフを示します。凡例に「採用」と書かれている数式をそれぞれ用いています。

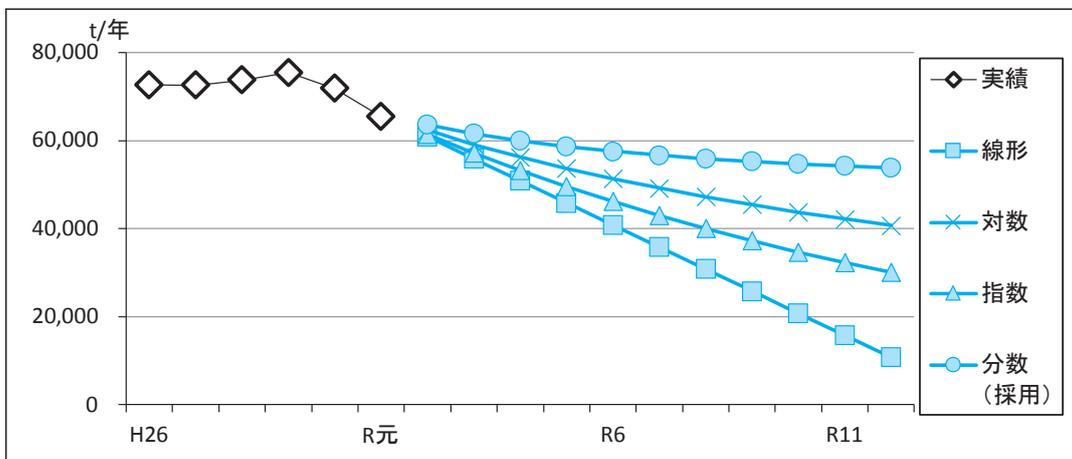
図表 68 区収集ごみ排出原単位の近似式



図表 69 区回収資源（資源+拠点回収+集団回収）排出原単位の近似式



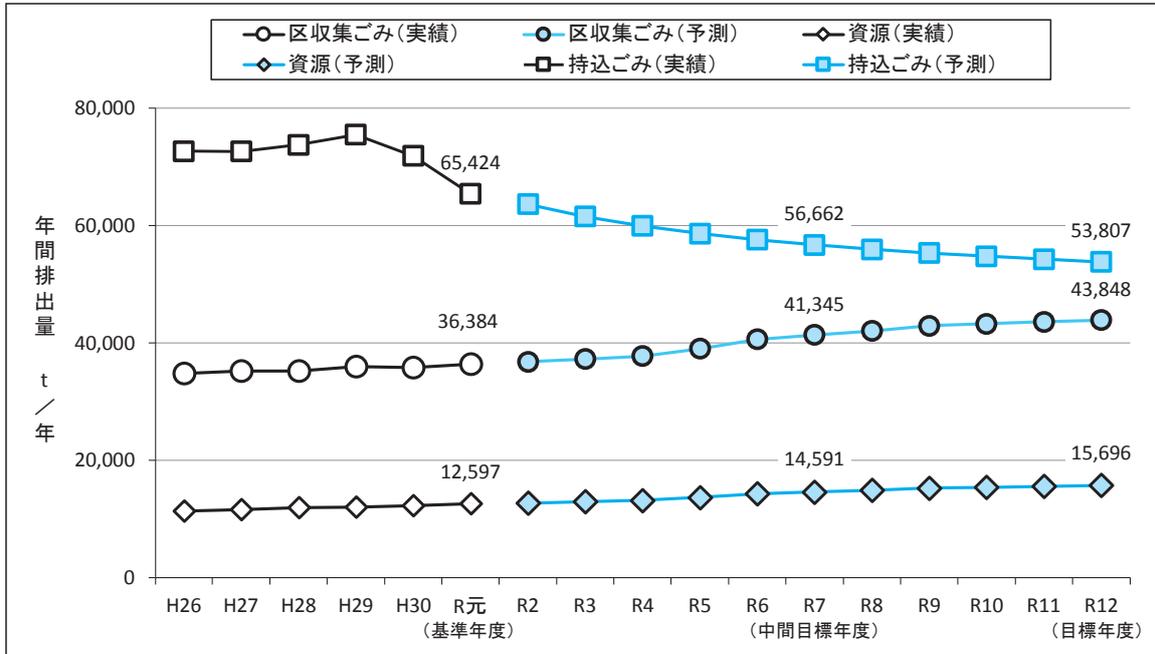
図表 70 持込ごみ量の近似式



③ 年間ごみ量の予測

将来人口推計に区民1人1日あたりごみ・資源量の推計結果を掛け合わせ、年間の区収集ごみ・資源量を推計しました。これに年間持込ごみ量の推計結果を加え、グラフ化したのが図表71です。

図表71 現状のまま推移した場合の年間ごみ量、資源回収量の推計



(2) 中央区ごみ排出実態調査を用いた、家庭ごみ・事業系ごみ量の推計

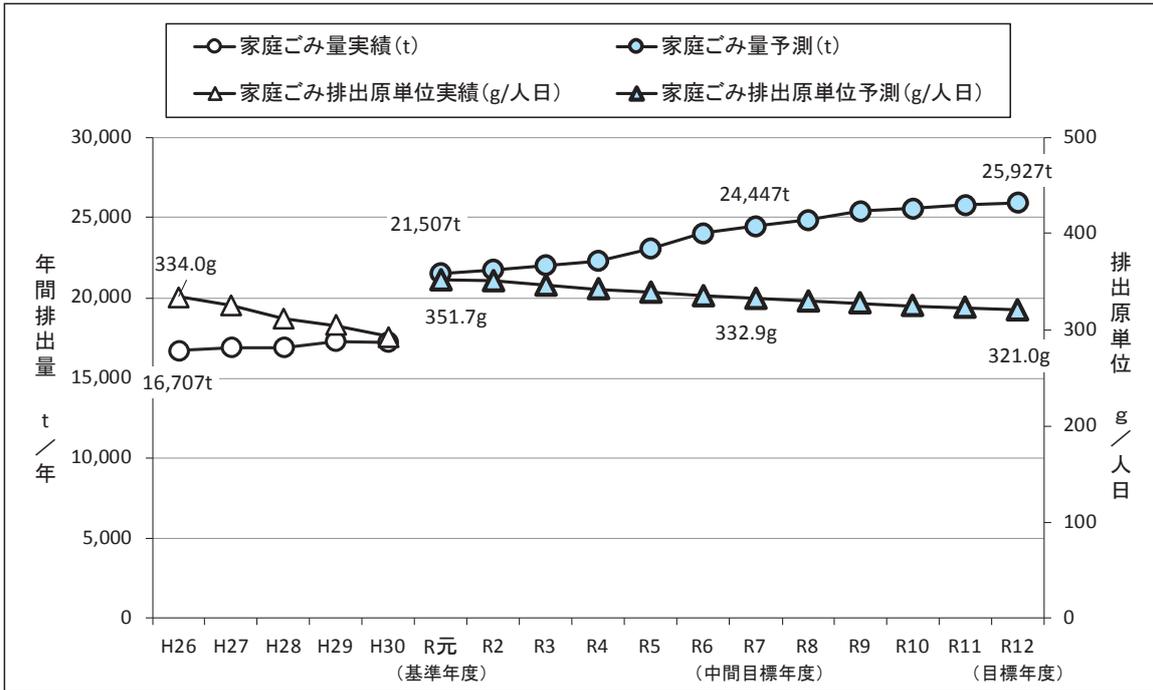
令和元(2019)年度の中央区ごみ排出実態調査によると、区収集ごみの59.1%が家庭ごみ、40.9%が事業系ごみと推計されています。

この比率が将来も続くものと仮定すると、家庭ごみ量(および区民1人1日あたりの排出原単位)は図表72、事業系ごみ量は図表73のように推移するものと予測されます。

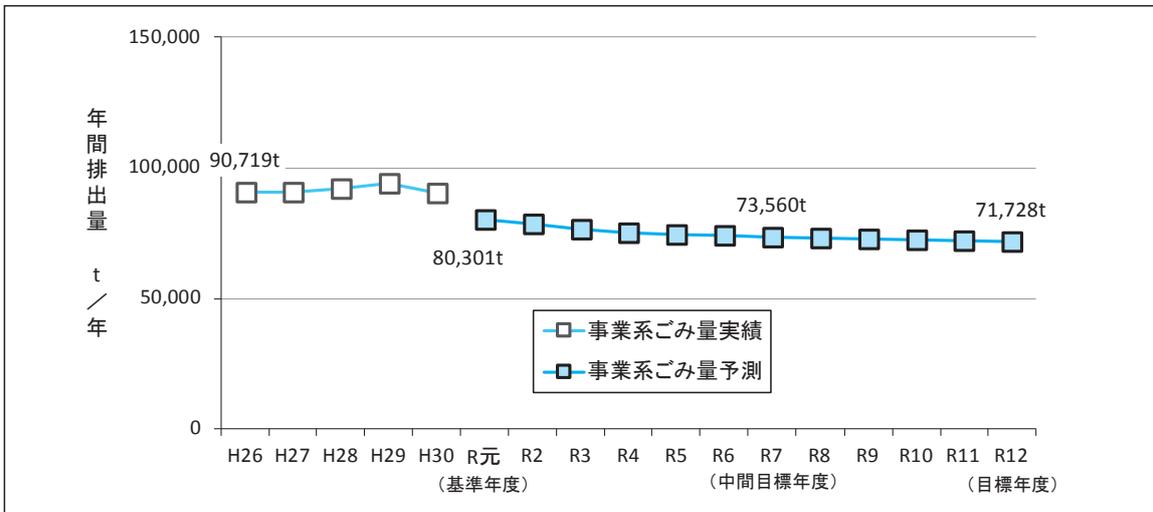
区民1人1日あたりの排出原単位は、過去の推移から今後も減少傾向が続くものと予測されます。しかし、今後の人口増を加味すると、年間の家庭ごみ量は2万1千トン台から2万5千トン台へと増加すると予測されます。

事業系ごみは、現状の年間8万トン強から、令和12年度には7万1千トン台に減少するものと予測されます。

図表 72 年間家庭ごみ量、家庭ごみ排出原単位の推計



図表 73 年間事業系ごみ量の推計



(3) 事業系ごみの取り組み目標設定の考え方

事業用大規模建築物・事業用建築物における再利用率の実績が伸び悩んでいる中、今後は再生資源市場の低迷から回収資源の流通が滞ることが予測されます。そこで目標年次における事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用率は、現状より8～9%程度の向上を目指すこととし、事業用大規模建築物の再利用率目標を60%、事業用建築物の再利用率目標を45%と設定します。

(4) 家庭ごみ・事業系ごみの減量目標設定の考え方

① 家庭ごみ・事業系ごみ中の資源の分別徹底、排出抑制の割合の設定

目標年度における家庭ごみ・事業系ごみに含まれる資源の削減目標を、図表74のとおり設定します。

なお、中間目標年度である令和7(2025)年度においては、図表74の各目標の半分が達成されているものとしします。

図表74 品目別の目標設定(令和12(2030)年度)

品目		削減率	削減率設定の考え方	
家庭ごみに含まれる品目	[資源物] ・紙類、布類 ・プラスチック製容器包装 ・びん、缶、ペットボトル ・調理器具	20%	左欄の品目について、ごみ有料化のような経済的インセンティブがなくとも、分別の徹底により20%程度は削減可能なものとして設定します。	
	・生ごみ(食品ロス)	50%	国や都の目標に準じて設定します。	
事業系ごみ	区収集事業系ごみに含まれる品目	[資源物] ・紙類、布類等の資源 ・プラスチック製容器包装 ・びん、缶、ペットボトル	30%	持込ごみと同様の削減率とします。
		・生ごみ	5%	生ごみの水切りや食品ロスの削減により5%程度は削減可能なものとして設定します。
	持込ごみに含まれる品目	[資源物] ・紙類(新聞、段ボール、OA紙等) ・プラスチック類 ・びん、缶、ペットボトル	30%	事業用大規模建築物・事業用建築物における再利用率の目標を達成するためには、ごみの中の資源を30%程度削減することが必要です。この削減率を事業系ごみ全般に適用します。
・生ごみ		10%	事業用大規模建築物・事業用建築物や食品関連事業者を中心に指導を進め、10%程度の生ごみ削減が可能なものとして設定します。	

② 家庭ごみ・事業系ごみの減量目標算定結果

令和元（2019）年度の中央区ごみ排出実態調査結果を用い、目標年度である令和12（2030）年度の品目別ごみ量を算定します。（図表75）

図表75 目標年度の品目別ごみ量の設定



※端数処理のため、内訳が一致しない場合があります。

図表75で得られた品目別ごみ量に、前項図表74で設定した品目別ごみ減量目標を適用すると、図表76のとおりとなります。

図表76 目標年度のごみ削減目標算定結果

区収集家庭ごみ					
組成	項目	R12現状推移年間量	考え方	削減率	R12年目標年間量
古紙類		3,815t	資源回収・ 集団回収へ	-20%	3,052t
	びん・缶・ペットボトル	275t		-20%	220t
調理器具		40t	資源回収へ	-20%	32t
	プラ製容器包装	3,361t		-20%	2,689t
布類		1,014t	集団回収へ	-20%	811t
その他資源		132t	資源回収へ	-20%	106t
生ごみ(調理くず等)		5,908t	現状		5,908t
未利用食品		1,125t	発生抑制	-50%	563t
その他可燃・不燃		8,268t	現状		8,268t
粗大ごみ		1,990t			1,990t
合計		25,927t			23,637t

○資源増分
1,727t

区収集事業系ごみ					
組成	項目	R12現状推移年間量	考え方	削減率	R12年目標年間量
紙類		4,546t	資源回収へ	-30%	3,182t
	びん・缶等	258t		-30%	181t
	プラスチック類	580t		-30%	406t
生ごみ		9,171t	独自に減量・ 資源化	-5%	8,713t
その他		3,366t	現状と同じ		3,366t
合計		17,921t			15,847t

区民1人1日あたり(原単位)
単位:g/人日

家庭系	292.6
(事業系)	(196.2)
合計	488.8

※ごみ量÷令和12年度
人口÷365

持込ごみ					
組成	項目	R12現状推移年間量	考え方	削減率	R12年目標年間量
紙類		22,037t	独自に 資源化	-30%	15,426t
	びん・缶等	236t		-30%	165t
	プラスチック類	338t		-30%	236t
生ごみ		20,172t	独自に減量・ 資源化	-10%	18,155t
その他		11,024t	現状と同じ		11,024t
合計		53,807t			45,006t

区分		令和元年度 実績	令和12年度 (現状と同じ)	令和12年度 (目標)
家庭ごみ	人口(人)	167,103	221,310	221,310
	原単位(g/人日)	351.7	321.0	292.6
	年間ごみ量(t)	21,507	25,927	23,637
事業系ごみ	区収集(t)	14,877	17,921	15,847
	持込(t)	65,424	53,807	45,006
	小計(t)	80,301	71,727	60,853
合計	年間ごみ量(t)	101,808	97,655	84,491

※端数処理のため、内訳が一致しない場合があります。

③ ごみ減量・資源化目標のまとめ

図表 76 より、目標年度における家庭ごみ排出原単位、家庭ごみ・事業系ごみの年間排出量は図表 77 のようにまとめられます。

図表 77 ごみ減量・資源化目標のまとめ

項目 \ 年度	令和元年度 (基準年度)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)
家庭ごみ排出原単位	351.7g / 人日	318.2g / 人日	292.6g / 人日
家庭ごみ年間排出量	21,507 トン	23,368 トン	23,637 トン
事業系ごみ年間排出量	80,301 トン	67,948 トン	60,853 トン
(区収集)	14,877 トン	15,920 トン	15,847 トン
(持込)	65,424 トン	52,028 トン	45,006 トン
ごみ合計 (令和元年度比)	101,808 トン	91,316 トン (- 10.3%)	84,491 トン (- 17.0%)
参考：現状推移予測 (現状推移予測との比)		(98,007 トン) (- 6.8%)	(97,655 トン) (- 13.5%)



資料2 用語解説

あ行

アイドリングストップ ⇒ P.88	自動車やオートバイの停車時、エンジンをかけっぱなしにせず、環境に配慮して燃料の無駄遣いを抑えることをいいます。
温室効果ガス ⇒ P.67	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つガスです。人為的な温室効果ガスには、二酸化炭素 (CO ₂)、メタン (CH ₄)、一酸化二窒素 (N ₂ O)、フロンガスなどがあります。

か行

海洋プラスチックごみ ⇒ P.11、P.14、P.45、P.48 P.60、P.65、P.79	陸地での消費活動や漁業活動などによって海洋に流れ出たプラスチックごみ。海洋プラスチックごみは、細かいマイクロプラスチックにまで分解されて生物に取り込まれることもあり、海洋環境や生態系に大きな影響を与えるものとして国際的な問題となっています。
カレット ⇒ P.81	ガラスびんをリサイクルする際に、いったん破砕したガラスくずのことをいいます。
環境基本法 ⇒ P.10	平成5年に制定、施行された我が国の環境政策の枠組みを示す基本的な法律です。
環境基本計画 ⇒ P.10	国や地方自治体の環境保全に関する長期的・基本的な取組を示す計画です。国の環境基本計画は、環境基本法に基づき策定されています。
環境マネジメントシステム (EMS) ⇒ P.38、P.49、P.81	事業者や組織・団体が、自主的に環境保全に資する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための体制・手続きなどのしくみを「環境マネジメントシステム」といいます。EMSは、英語表記 (Environmental Management System) の略称です。
ごみ分別アプリ ⇒ P.44	スマートフォン・タブレット端末向けに自治体が提供するアプリケーションサービスのひとつです。資源やごみの分け方・出し方の案内や収集日の通知などのサービスを提供します。

さ行

最終処分 ⇒ P.16、P.23、P.63、P.88	廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋め立てられており、これを最終処分といいます。
-------------------------------	---

雑紙（ざつがみ） ⇒ P.51、P.65、P.69、P.83	リサイクルできる古紙の中で、新聞（折込チラシを含む）、雑誌、段ボール、飲料用紙パックのいずれの区分にも入らないものをいいます。具体的には、投げ込みチラシ、パンフレット、コピー用紙、包装紙、紙袋、紙箱などがあります。
資源有効利用促進法 ⇒ P.10	平成 13（2001）年 4 月に施行された主に製造事業者を対象とした法律です。事業者に対し製品の省資源化や長寿命化のほか、パソコンなどの使用済み製品の回収、リサイクルを推進することを義務付け、廃棄物の発生抑制や部品などの再利用を促進しようというものです。
循環型社会 ⇒ P.1、P.10、P.36 P.64、P.67、P.85	有限な天然資源の採取を抑制し、効率的に利用するとともに循環させながら利用することによって、環境への負荷ができる限り低減される社会のことをいいます。
循環型社会形成推進基本法 ⇒ P.10	資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的として、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本的な枠組みを定めた法律です。平成 13（2001）年 1 月施行。
焼却灰のセメント原料化 ⇒ P.16、P.23、P.63、P.88	ごみの焼却灰を、セメントの粘土代替原料として用いることをいいます。
食品リサイクル法 ⇒ P.10、P.56、P.84	正式名称を「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、平成 13（2001）年 5 月に施行されました。生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務づけた法律です。
食品ロス ⇒ P.11～14、P.45～47 P.56、P.60、P.64 P.68、P.71、P.80 P.84、P.85、P.96	食べられるのに捨てられてしまう食品をいいます。製造過程で発生する規格外品、小売店での売れ残り、家庭での食べ残しや賞味期限切れによる廃棄などが該当します。
食品ロス削減推進法 ⇒ P.10、P.11、P.47 P.64、P.68、P.80	正式名称を「食品ロスの削減の推進に関する法律」といい、令和元（2019）年 10 月に施行されました。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。
生活排水 ⇒ P.2、P.89	家庭から排出されるし尿・浄化槽汚泥と、洗濯や台所などの排水（生活雑排水）を総称して生活排水といいます。
た行	
チャットボット ⇒ P.78	ホームページ上で、人工知能を活用した自動会話プログラムによって、テキストを通じてごみや資源の分別の方法などを案内するものです。
中間処理 ⇒ P.13、P.16、P.22 P.29、P.63、P.88	収集したごみを無害化、資源化、減量化、安定化するための処理全般をいいます。具体的な中間処理方法としては、焼却処理、破碎選別処理、圧縮・減容処理などがあります。

ディスポーザー ⇒ P.89	水回り製品のひとつで、キッチンの排水口で生ごみを水とともに粉砕して配水管に流し出す機器です。 東京 23 区内では、東京都下水道条例施行規程により、排水処理装置で処理してから下水道に流す「ディスポーザー排水処理システム」以外のディスポーザーは設置できません。ディスポーザー排水処理システムから出る汚泥を「ディスポーザー汚泥」といいます。
東京二十三区清掃一部事務組合 (清掃一組) ⇒ P.2、P.3、P.10、P.13 P.16、P.22、P.23、P.29 P.63、P.70、P.88、P.89	清掃工場等の中間処理施設の整備・管理・運営などについて、23 区が共同処理することを目的として、地方自治法第 284 条第 2 項の規定に基づき、平成 12 (2000) 年 4 月に設立された組織です。
は行	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法) ⇒ P.1、P.10	廃棄物の排出抑制と処理の適正化、清潔保持による生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、昭和 45 (1970) 年に「清掃法」を全面的に改めて制定され、昭和 46 (1971) 年 9 月に施行された法律です。
ビルピット汚泥 ⇒ P.89	ビルに設置されている排水層 (ビルピット) から発生する汚泥のことです。このうち、し尿を含んでいない汚泥は産業廃棄物に区分されますが、し尿が混ざっているビルピット汚泥は一般廃棄物に区分されます。
フードドライブ ⇒ P.46、P.65、P.80	レトルト食品や缶詰など、家庭で余っている食品をイベント会場や学校、職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク団体などに寄付する活動。
フードバンク ⇒ P.46、P.80	食品企業の製造工程で発生する規格外品など、品質には問題が無いにも関わらず市場で流通できなくなった食品を引き取り、生活困窮者などに配給する活動、またはその活動を行う団体をいいます。
プラスチック製容器包装 ⇒ P.18、P.21、P.26、P.27 P.50、P.52、P.53、P.65 P.66、P.69、P.83、P.96	プラスチックでできた容器包装で、中身の商品を消費した後不要になるものをいいます。容器であってもそれ自体が商品であるバケツや保存容器、中身が商品ではないクリーニングに出した衣服の袋などは含みません。 プラスチック製容器包装にはプラマーク  が付いています。
や行	
容器包装リサイクル法 ⇒ P.10、P.11、P.48	正式名称を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、平成 7 (1995) 年に制定され、平成 9 (1997) 年 4 月から本格施行された法律です。 家庭から排出されるごみの重量の約 2～3 割、容積で約 6 割を占めるといわれる容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るための法律です。

英数字	
3R (スリーアール) ⇒ P.11、P.31、P.32 P.36、P.49、P.60 P.61、P.64、P.66	循環型社会形成推進基本法に示されている廃棄物・リサイクル対策の優先順位で、第一に廃棄物の発生抑制 (Reduce ; リデュース)、第二に使用済製品、部品の再利用 (Reuse ; リユース)、第三に回収されたものを原材料として利用する (Recycle ; リサイクル) とされています。 なお、リサイクルよりも優先される「リデュース」と「リユース」を 2R (ツアール) と略称します。
GPS (ジーピーエス) ⇒ P.50、P.83	全地球測位システム (Global Positioning System) の略称で、人工衛星を利用して自分が地球上のどこにいるのかを正確に割り出すシステムです。
ICT (アイ・シー・ティー) ⇒ P.64、P.78、P.79	[Information and Communication Technology] の略で、情報通信技術のことをいいます。
SDGs (エス・ディー・ジーズ) ⇒ P.14、P.67、P.77、P.79	平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会で採択された『持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』(The 2030 Agenda for Sustainable Development) で示された具体的行動指針です。 貧困や飢餓の撲滅、クリーンエネルギーの普及、持続可能な消費と生産、気候変動対策など 17 のグローバル目標と 169 の達成基準からなっています。 英語の略称は SDGs (Sustainable Development Goals) です。
SNS (エスエヌエス) ⇒ P.44、P.64、P.78	ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略称で、参加者が互いに自分の生活や趣味、意見などを公開し、幅広く情報の交換を行うインターネット上のサービスです。



資料3 清掃・リサイクル事業の沿革

年	中央区	東京都、 東京二十三区清掃一部事務組合	国
平成元年 (1989)	・第1回中央区クリーンオフィス推進運動実施	・ごみ減量キャンペーン「Tokyo Slim '89」展開	
3年 (1991)	・クリーンデーの実施(5月) ・スチール缶・アルミ缶の拠点回収開始(7月)	・東京都が粗大ごみ収集の全面有料化	・「再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)」公布(4月) ・廃棄物処理法の全面改訂(10月)
4年 (1992)	・東京都から集団回収事業が移管(4月) ・乾電池(4月)飲料用紙パック(7月)の拠点回収開始	・「東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例」公布(6月)	
6年 (1994)	・リサイクルハウスかざぐるま明石町開設(12月)	・一般廃棄物処理手数料の改定(22.5円/kg→28.5円/kg)	・「環境基本法」完全施行(8月)
8年 (1996)	・「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」発足(6月)	・事業系ごみ全面有料化(有料シール)(12月)	
9年 (1997)		・23区内でペットボトルの店頭回収(東京ルールⅢ)を開始(4月) ・東京スリムプラン21策定(12月)	
10年 (1998)	・ふれあい指導開始(4月) ・トレイの拠点回収開始(8月) ・「クリーン・リサイクル中央区宣言」実施(12月)		・「家電リサイクル法」公布(6月)
11年 (1999)	・廃食用油・古布の小学校での拠点回収開始(6月) ・繁華街早朝収集開始(7月)		
12年 (2000)	・古紙のごみ集積所回収開始(2月) ・「一般廃棄物処理基本計画」策定(2月) ・東京都から清掃事業が移管(4月) ・びん、缶のごみ集積所回収開始(10月)	・東京二十三区清掃一部事務組合の設立(4月)	・「容器包装リサイクル法」施行(4月)
13年 (2001)	・飲料用紙パック・トレイの小学校での拠点回収開始(4月) ・ふれあい訪問指導開始(4月) ・「中央区グリーン購入ガイドライン」策定(5月) ・ほっとプラザはるみ開設(8月)	・「東京都廃棄物処理計画」策定(4月) ・中央清掃工場の本稼動(8月)	・環境省が発足(1月、厚生省から廃棄物行政移管) ・「循環型社会形成推進基本法」施行(1月) ・「資源有効利用促進法」全面改正施行(4月) ・「家電リサイクル法」「グリーン購入法」(4月)、「食品リサイクル法」(5月)施行

年	中央区	東京都、 東京二十三区清掃一部事務組合	国
14年 (2002)	・ISO14001の認証取得(11月)		・「建設リサイクル法」施行(5月)
15年 (2003)	・京橋清掃事務所と日本橋清掃事務所が統合し、中央清掃事務所となる。(2月)		
16年 (2004)	・「中央区歩きタバコ及びポイ捨てをなくす条例」制定(3月) ・リサイクルハウスかざぐるま箱崎町開設(4月)		
17年 (2005)	・まちかどクリーンデー開始(7月)		・「自動車リサイクル法」施行(1月)
18年 (2006)	・「一般廃棄物処理基本計画」改定(3月) ・ペットボトルの集積所回収開始(4月) ・中央区の森開設(10月)		・「容器包装リサイクル法」改正(6月)
19年 (2007)	・廃プラスチック等のサーマルリサイクルモデル収集実施(10月)		・「食品リサイクル法」改正(6月)
20年 (2008)	・「中央区環境行動計画」策定(3月) ・蛍光灯の小学校等での拠点回収開始(4月) ・金属製のなべ・やかん・フライパンのごみ集積所回収開始(4月)	・一般廃棄物処理手数料の改定(28.5円/kg→32.5円/kg) ・廃プラスチック等のサーマルリサイクルの本格実施(4月)	
21年 (2009)	・乾電池の小学校等での拠点回収開始(4月) ・プラスチック製容器包装の集積所回収開始(4月) ・「中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」にて古紙等の資源持ち去り行為を禁止(4月)	・東京23区推奨袋の認定制度の廃止(3月)	
22年 (2010)	・スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベの集積所回収開始(4月) ・「中央区グリーン購入ガイドライン」改定(5月)		・「廃棄物処理法」改正(6月)
23年 (2011)	・「一般廃棄物処理基本計画」改定(3月) ・土曜日拠点回収場所に銀座中学校・日本橋中学校を追加→全18箇所(4月) ・園芸用土を土曜日の拠点回収に追加(4月) ・使用済みインクカートリッジの回収を開始(5箇所・里帰りプロジェクト)(5月) ・「環境マネジメントシステム」構築(10月)	・「東京都廃棄物処理計画」改定(6月)	
24年 (2012)		・東日本大震災に伴い発生した災害廃棄物の受入処理開始(10月～平成25年3月まで)	

年	中央区	東京都、 東京二十三区清掃一部事務組合	国
25年 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> ・繁華街地区におけるごみの日曜収集終了(4月) ・「中央区エコタウン構想」策定(4月) ・環境情報センター開設(6月) ・粗大ごみ処理手数料改定(5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理手数料の改定(32.5円/kg → 36.5円/kg) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「小型家電リサイクル法」施行(4月) ・「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定(4月)
26年 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電(12品目)の小学校等での拠点回収開始(4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大島災害廃棄物の受入処理開始(1月～10月まで) 	
27年 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルの店頭回収終了(3月) ・小型家電の回収場所拡大(リサイクルハウスかざぐるま)(4月) ・小型家電の回収品目の拡大(12品目→25cm×10cm以下の大きさの小型家電)(4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画」の改定(2月) ・「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」の策定(3月) ・焼却灰のセメント原料化の開始(4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の適正処理に向け廃棄物処理法・災害対策基本法の一部改正(8月)
28年 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> ・「一般廃棄物処理基本計画」改定(3月) ・水銀式の体温計・血圧計・温度計の拠点回収開始(4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design TOKYO～」策定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「水銀に関する水俣条約」締結(2月)
29年 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> ・一部地域収集曜日、可燃・不燃ごみ出しの時間を変更(4月) ・小型家電の回収場所拡大(本庁、中央清掃事務所)(7月) ・事業系有料ごみ処理券の料金の改定(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都災害廃棄物処理計画」策定(6月) ・一般廃棄物処理手数料の改定(36.5円/kg → 40.0円/kg)(10月) 	
30年 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ・充電式電池の拠点回収開始(10月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定(6月)
31年・ 令和元年 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電の回収場所拡大(日本橋・月島特別出張所)(4月) ・エコまつりでのフードドライブ実施(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都「ゼロエミッション東京戦略」策定(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「プラスチック資源循環戦略」策定(5月) ・食品リサイクル法基本方針策定(7月) ・食品ロス削減推進法施行(10月)
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やさないごみの資源化・集積所蛍光管の資源化開始(4月) ・フードドライブ常設化(中央清掃事務所)(8月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」閣議決定(3月) ・レジ袋の有料化開始(7月)
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> ・フードドライブ受付窓口の拡大(本庁、日本橋・月島特別出張所)(1月) 		

資料4

中央区清掃・リサイクル推進協議会
設置要綱

平成11年4月1日
11中環環第50号
平成14年5月15日
14中環清第93号
平成19年7月13日
19中環清第91号
平成23年4月1日
22中環環第375号

(設置)

第1条 中央区（以下「区」という。）における資源の有効活用とごみの発生抑制・減量・適正処理及びリサイクル事業の円滑な推進を図り、環境に配慮した資源循環型清掃事業を実現するため、中央区清掃・リサイクル推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、清掃事業及びリサイクル事業の推進に関し必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者で区長が委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織する。

- 一 学識経験を有する者 2人以内
- 二 区の区域内の公共的団体の構成員 3人以内
- 三 リサイクル活動団体の構成員 3人以内
- 四 事業者団体の構成員 5人以内
- 五 区の職員 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、会を代表し、会務を統括する。
- 4 座長に事故あるときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

(召集)

第6条 協議会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、環境土木部中央清掃事務所において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年6月7日から施行する。
- 2 東京都中央区リサイクル推進協議会設置要綱（平成9年3月24日8中環環第436号）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行後、初めて委嘱し、又は任命する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成13年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成14年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

資料5

中央区清掃・リサイクル推進協議会
委員名簿

役職名	氏名	現職
座長	朝倉 暁生	東邦大学理学部生命圏環境科学科教授
座長代理	小野田 弘士	早稲田大学理工学術院大学院環境・エネルギー研究科教授
委員	前田 勝正	京橋地域町会連合会会長
委員	岩田 博	日本橋地域町会連合会会長
委員	輿石 智宏	月島地域町会連合会会長
委員	守本 慶子	明石町町会婦人部
委員	川名 一榮	リサイクル虹代表
委員	立岩 絹子	佃2丁目5号棟自治会会長
委員	村田 耕作	中央区商店街連合会副会長
委員	境 孝司	中央区工業団体連合会副会長
委員	矢吹 直子	関東百貨店協会 (株)松屋 総務部広報課長
委員	佐々木 義春	(公社)東京都リサイクル事業協会副理事長
委員	浅沼 孝一郎	企画部長
委員	望月 秀彦	環境土木部長

資料6

中央区清掃・リサイクル推進協議会
開催経緯

回	開催日	主な内容
第1回 (書面会議)	令和2年 5月29日(金) 書類送付	○中央区ごみ排出実態調査報告書について ○中央区一般廃棄物処理基本計画の改定について ・改定の趣旨、今後の予定等
第2回	7月28日(火)	○一般廃棄物処理基本計画の改定について ・清掃・リサイクル事業の現状と課題 ・計画の基本理念・基本方針等
第3回	9月18日(金)	○一般廃棄物処理基本計画の改定について ・一般廃棄物処理基本計画素案の検討
第4回 (書面会議)	令和3年 1月7日(木) 書類送付	○一般廃棄物処理基本計画2021について ・中間報告に対するご意見の概要と区の考え方